

告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活サポートわかば
- 三 代表者の氏名
吉岡 喜代次
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市吹上本町四丁目八番十四号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、広く住民に対し、福祉有償運送や生活サポート事業を通じ、高齢者や障害者を支援しながら地域との交流を深め、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、広く住民に対し、障害福祉サービス事業及び福祉有償運送や生活サポート事業を通じ、高齢者や障害者を支援しながら地域との交流を深め、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする